

# 令和7年度 使用料・手数料等の見直し方針と概要

## 1. 見直しの目的

使用料および手数料等（以下「使用料等」という。）の料金設定にあたっては、提供する行政サービスは、「利用する特定の者が利益を受けるもの」であることから、利用する者と利用しない者の立場を考慮した負担の公平性を図ることが必要です。

この場合、その料金が受益の程度に応じた額であることが基本であり、それを下回った額であれば、その差額は市税等の一般財源で補填されることとなり、結果として負担の公平性が損なわれることとなります。

したがって、受益と負担の適正化を図るため、「第2期草津市行政経営改革プラン」に基づき、令和8年4月からの施行に向け、使用料等の見直しを行います。

## 2. 見直しの状況

本市における使用料等については、物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担を求めるために、3～5年ごとの見直しがルール化されており、前回は、令和4年度に全庁的な見直しが行われたことから、その3年後である今年度に全庁的な見直しを行います。

## 3. 見直しの対象範囲

全ての会計における以下の費目を対象とします。

### 1) 使用料

行政財産使用料、各施設の貸館使用料 等

### 2) 手数料

諸証明手数料、開発行為許可手数料、一般廃棄物処分手数料 等

### 3) 分担金、負担金

児童育成クラブ入会費 等

### 4) 諸収入

コピーサービス使用負担金、広報くさつ広告掲載料 等

なお、以下に該当するものは見直しの対象外とします。

- ・国県等の基準によるもので裁量の余地がないもの
- ・審議会等の答申により使用料等を決定しているもの
- ・経営計画等により別途定期的な見直しを行っているもの
- ・指定管理者制度の利用料金制を採用しているもの
- ・契約書・協定書等で別途定めているもの

## 4. 見直しの基本的な考え方

行政の一貫性の観点から、原則として前回見直し時（令和4年度）の考え方を踏襲し、時点修正を行います。

また、使用料等の料金設定については、積算による適正料金の算定を原則とし、近隣市や類似施設等との均衡も考慮し、決定します。

## 見直しの考え方

料金の算定にあたっては、そのサービスが、

- ① 日常生活上ほとんどの人に必要とされるものか
- ② より快適性を求めるなど個人によって必要性が異なるものか
- ③ 民間でも供給可能であり、競合するものか
- ④ 代替施設がなく、行政が中心となって提供しているものか

等に着目し、次の区分に整理のうえ、必要に応じて各施設の利用形態や、近隣市・類似施設とのバランスを考慮します。

区分	使用料等設定の考え方
A	すべての経費を受益者が負担
	<b>【例】広告掲載料、駐輪場使用料</b> 施設維持管理やサービスにかかる所要経費を積算し、利用状況や類似の民間サービスへの影響も考慮のうえ、所要経費を負担いただく料金とする。
B	1件（人）当たりの経費を受益者が負担
	<b>【例】会議室使用料、諸証明手数料</b> 施設やサービスにかかる所要経費のうち、利用や受益にかかる時間等に直接必要な経費を負担いただく料金とする。
C	経費を公費と受益者で負担
	<b>【例】社会体育施設・ホール使用料</b> 原則、施設やサービスにかかる所要経費を積算するが、代替性が少ないとから、公益性や国・県基準等を考慮した料金とする。

### 1) 使用料等の設定の基礎とした計算式（算定における主な考え方）

#### ①施設使用料

$$\text{「年間所要経費} / \text{年間貸館時間} / \text{施設使用（貸室部分）にかかる対象面積の合計} \\ \times \text{使用室面積} \times \text{使用時間数} \text{」}$$

※年間所要経費には、貸館にかかる維持管理費 {人件費相当人数分（業務にかかる時間按分等）、消耗品費、光熱水費、維持補修費等} を抽出し、原則として令和4年度～令和6年度決算額の平均値とします。

※年間稼働率 100%で所要経費を回収する算定であることから、年間貸館時間については、「午前・午後・夜間等の区分ごとの時間数の計×年間開館日数」により積算します。

※各施設の負担率等については、下記のとおりです。（下記以外は 100/100 で積算）

項目	基 準
ホールの負担率	75/100 に統一
休日等の負担率	150/100 に統一
午後区分の加算率	加算なし
夜間の加算率	130/100 に統一
軽運動室の負担率	50/100 に統一

②各種証明手数料

「年間所要経費（発行コスト）／年間総発行件数（有償・無償の合計件数）」

③講座受講料

「講師謝礼／講座定員数」

2) 使用料等の設定の基礎とした経費

需用費、役務費、委託料、光熱水費等は、原則、直近3年間（令和4年度～令和6年度）の実績数値の平均値とし、正規職員に係る人件費は、令和6年度の普通会計ベースの人件費平均額を標準人件費とします。

3) 使用料等の設定の基礎とした時間

利用（受益）している時間またはサービスの処理に要する時間を基礎とします。

4) 激変緩和措置について

今回の使用料等の見直しにより、現行の料金が大幅に値上げとなる場合は、利用者負担が急激に増加し、大きな影響を及ぼすことから、これを避けるため、原則、現行料金の1.5倍を改定の上限とします。

## 5. 今回の改定の概要

1) 対象件数

項目	引上げ	引下げ	別途見直し	据置き	合計
使用料	9	0	7	17	33
手数料	6	0	0	33	39
負担金	0	0	2	1	3
諸収入	4	0	3	47	54
合計	19	0	12	98	129

詳細は、[別紙]使用料・手数料等見直し結果一覧のとおり

2) 改定項目

[別紙]使用料・手数料等見直し結果一覧のとおり

3) 別途見直しとした項目

[別紙]使用料・手数料等見直し結果一覧のとおり

## 6. 今後の見直しについて

3～5年ごとの定期的な見直しをルール化しており、令和10年度以降に見直しを行うほか、適宜必要に応じて、使用料等の見直しを行い、市民負担の公平性を図るとともに、引き続き、施設の利用環境や市民サービス向上のための取組を推進します。

# 使用料・手数料等見直し結果一覧

[別紙]

## [使用料]

No.	項目名	見直し区分
1	隣保館等使用料	引上げ
2	行政財産使用料	据置き
3	市民総合交流センター自動車駐車場使用料	据置き
4	市民総合交流センター自転車駐車場使用料	据置き
5	市民総合交流センター貸館使用料	据置き
6	地域まちづくりセンター使用料	引上げ
7	火葬場使用料	据置き
8	市営墓地永代使用料	据置き
9	漁港使用料（北山田、志那）	据置き
10	まちなか交流施設使用料	引上げ
11	クリーンセンター貸館使用料	引上げ
12	障害者デイサービス事業使用料	引上げ
13	障害者福祉センター学習室使用料	引上げ
14	障害者福祉センター入浴サービス事業使用料	引上げ
15	保育所等利用者負担額（公立）	別途
16	延長保育・預かり保育使用料	別途
17	草津駅前地下駐車場使用料	据置き
18	草津駅東自転車駐車場使用料	据置き
19	南草津駅自転車自動車駐車場使用料	据置き
20	草津駅西口自転車駐車場使用料	据置き
21	草津駅西口第2自転車駐車場使用料	据置き
22	草津駅西口第3自転車駐車場使用料	据置き
23	行政財産使用料（草津駅前地下駐車場広告看板）	別途
24	ロクハ公園使用料	据置き
25	市立プール（インフロニア草津アクアティックスセンター）使用料	据置き
26	法定外公共物占用料	別途
27	駅前広場占用料（南草津駅自由通路広告看板）	別途
28	駅前広場占用料	別途
29	道路占用料	別途
30	公営住宅駐車場使用料	引上げ
31	草津宿街道交流館観覧料	据置き
32	史跡草津宿本陣入館料	据置き
33	図書館会議室等使用料	引上げ

## [手数料]

No.	項目名	見直し区分
34	税務諸証明手数料	据置き
35	税務証明コンビニ交付サービス手数料	据置き
36	住宅用家屋証明手数料	据置き
37	地番図参考図複写手数料	据置き
38	督促手数料	引上げ
39	住民票等諸証明手数料	据置き
40	住民票等戸籍関係証明コンビニ交付サービス手数料	据置き
41	市営墓地管理手数料	引上げ
42	畜犬登録関係手数料	据置き
43	鳥獣飼養登録手数料	据置き
44	一般廃棄物処分手数料	据置き
45	指定ごみ袋購入料金	据置き
46	特定家庭用機器収集運搬手数料	引上げ
47	粗大ごみ（特定家庭用機器除く）収集、運搬、処分手数料	据置き
48	し尿収集運搬手数料	据置き
49	一般廃棄物処理業および浄化槽清掃業許可申請手数料	据置き
50	ふとんクリーンサービス手数料	据置き
51	生活管理指導短期宿泊事業利用手数料	据置き
52	生活サポート事業利用料	据置き
53	配食サービス利用料	据置き
54	すっきりさわやかサービス利用手数料	据置き
55	病児・病後児保育手数料	据置き
56	草津っ子サポート事業利用手数料	据置き
57	草津市産後ケア事業利用手数料	据置き
58	屋外広告物表示等許可手数料	据置き
59	開発行為許可手数料	引上げ
60	60条証明手数料	据置き
61	優良宅地造成認定申請手数料	引上げ
62	建築確認申請等手数料	据置き
63	長期優良住宅認定手数料	据置き
64	低炭素建築物認定手数料	据置き
65	建築物省エネ法認定手数料	据置き
66	砂利採取法に基づく事務手数料	据置き
67	指定下水道工事店登録手数料	据置き
68	指定給水装置工事事業者登録審査手数料	据置き

# 使用料・手数料等見直し結果一覧

[別紙]

## [手数料（続き）]

No.	項目名	見直し区分
69	完納証明等手数料（上下水道事業）	据置き
70	給水装置工事竣工検査手数料	据置き
71	給水装置工事設計審査手数料	据置き
72	美術展覧会出品手数料	引上げ

## [負担金]

73	児童育成クラブ入会費	別途
74	子育て短期支援施設入所負担金	据置き
75	保育所等利用者負担額（私立）	別途

## [諸収入]

76	仕様書等販売代金（統計書、総合計画製本冊子）	据置き
77	ホームページ広告掲載料	据置き
78	広報くさつ広告掲載料	据置き
79	財産処分事務処理負担金	据置き
80	コピーサービス使用負担金	据置き
81	軽自動車標識弁償金	据置き
82	みらいKIDSにぎわい交流事業負担金	据置き
83	農業振興地域図頒布料	据置き
84	犬猫等死骸処理代金	据置き
85	台所ストレーナ等販売代金	据置き
86	福祉バス利用負担金	引上げ
87	日中一時支援事業利用料	据置き
88	障害者訪問入浴サービス事業利用料	据置き
89	障害者等日常生活用具給付事業利用料	据置き
90	障害者移動支援事業利用料	据置き
91	障害者福祉センター講座受講料	据置き
92	看護学生研修負担金	据置き
93	健康診査受診料	据置き
94	予防接種接種料	据置き
95	ロクハ荘講座受講料	据置き
96	なごみの郷講座受講料	据置き
97	認知症高齢者等探索システム(貸与)使用料	据置き
98	緊急通報システム(貸与)使用料	据置き
99	日常生活用具(貸与)使用料	据置き

## [諸収入（続き）]

No.	項目名	見直し区分
100	理髪サービス利用料	据置き
101	特定健診審査受診料	据置き
102	湖の子園給食費	据置き
103	療育研修負担金	据置き
104	日本スポーツ振興センター加入費（保育所・認定こども園）	据置き
105	保育所給食費・幼稚園型認定こども園給食費	別途
106	預かり保育おやつ代	別途
107	職員給食費	別途
108	保育所等研修負担金	据置き
109	幼稚園型認定こども園研修負担金	据置き
110	都市計画図等販売代金	引上げ
111	都市計画図システム出力料金	引上げ
112	放置自転車等撤去管理料	据置き
113	建築基準法道路台帳システム出力料金	引上げ
114	道路位置指定プレート販売代金	据置き
115	ロクハ公園コインロッカー利用料	据置き
116	水生植物公園コインロッカー等利用料金	据置き
117	水生植物公園図書等販売代金	据置き
118	水道・下水道管網図販売代金	据置き
119	キッズシネマ塾受講料	据置き
120	俳句教室受講料	据置き
121	文化芸術担い手育成講座受講料	据置き
122	学校体育施設夜間照明使用負担金	据置き
123	学校開放登録料	据置き
124	学校開放空調使用負担金	据置き
125	文化財報告書等販売代金	据置き
126	街道文化講座受講料	据置き
127	市史頒布費	据置き
128	日本スポーツ振興センター加入費（小中学校）	据置き
129	学びの教室受講料	据置き